

令和4年第1回東広島市議会定例会

議

案

令和4年2月

目 次

諮 問 第 1 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて……………	1
諮 問 第 2 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて……………	3
諮 問 第 3 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて……………	5
諮 問 第 4 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて……………	7
諮 問 第 5 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて……………	9
諮 問 第 6 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて……………	11
諮 問 第 7 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて……………	13
諮 問 第 8 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて……………	15
諮 問 第 9 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて……………	17

諮問第10号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて……………	19
同意案第11号	東広島市志和財産区管理委員の選任の同意について……………	21
同意案第12号	東広島市志和財産区管理委員の選任の同意について……………	23
同意案第13号	東広島市志和財産区管理委員の選任の同意について……………	25
同意案第14号	東広島市志和財産区管理委員の選任の同意について……………	27
同意案第15号	東広島市志和財産区管理委員の選任の同意について……………	29
同意案第16号	東広島市志和財産区管理委員の選任の同意について……………	31
同意案第17号	東広島市東志和財産区管理委員の選任の同意について……………	33
同意案第18号	東広島市東志和財産区管理委員の選任の同意について……………	35
同意案第19号	東広島市東志和財産区管理委員の選任の同意について……………	37

同意案第 2 0 号	東広島市東志和財産区管理委員の選任の同意に ついて……………	3 9
同意案第 2 1 号	東広島市東志和財産区管理委員の選任の同意に ついて……………	4 1
同意案第 2 2 号	東広島市志和堀財産区管理委員の選任の同意に ついて……………	4 3
同意案第 2 3 号	東広島市志和堀財産区管理委員の選任の同意に ついて……………	4 5
同意案第 2 4 号	東広島市志和堀財産区管理委員の選任の同意に ついて……………	4 7
同意案第 2 5 号	東広島市志和堀財産区管理委員の選任の同意に ついて……………	4 9
同意案第 2 6 号	東広島市志和堀財産区管理委員の選任の同意に ついて……………	5 1
同意案第 2 7 号	東広島市西志和財産区管理委員の選任の同意に ついて……………	5 3
同意案第 2 8 号	東広島市西志和財産区管理委員の選任の同意に ついて……………	5 5
同意案第 2 9 号	東広島市西志和財産区管理委員の選任の同意に ついて……………	5 7

同意案第30号	東広島市西志和財産区管理委員の選任の同意について……………	59
同意案第31号	東広島市白市財産区管理委員の選任の同意について……………	61
同意案第32号	東広島市白市財産区管理委員の選任の同意について……………	63
同意案第33号	東広島市白市財産区管理委員の選任の同意について……………	65
同意案第34号	東広島市白市財産区管理委員の選任の同意について……………	67
同意案第35号	東広島市白市財産区管理委員の選任の同意について……………	69
同意案第36号	東広島市白市財産区管理委員の選任の同意について……………	71
議案第37号	大芝辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の策定について……………	73
議案第38号	第2次東広島市環境基本計画の策定について……………	77
議案第39号	第3次東広島市都市計画マスタープランの策定について……………	79
議案第40号	過疎地域持続的発展計画の変更について……………	81

議案第41号	財産の取得について……………	84
議案第42号	請負契約の変更について……………	87
議案第43号	請負契約の変更について……………	89
議案第44号	東広島市個人情報保護条例の一部改正について……………	91
議案第45号	職員の給与に関する条例の一部改正について……………	93
議案第46号	附属機関の設置に関する条例の一部改正について……………	96
議案第47号	特別職の職員等の給与、旅費等に関する条例の一部改正について……………	99
議案第48号	職員の育児休業等に関する条例の一部改正について……………	102
議案第49号	公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について……………	105
議案第50号	東広島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について……………	108
議案第51号	東広島市専用水道等の設置及び給水に関する条例の一部改正について……………	111
議案第52号	東広島市国民健康保険税条例の一部改正について……………	113

議案第53号	東広島市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正について……………	118
議案第54号	東広島市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について……………	121
議案第55号	東広島市水道給水条例の一部改正について……………	123

諮問第1号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和4年2月14日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市
氏 名 谷 川 孝 子

(提案理由)

人権擁護委員の任期が令和4年6月30日をもって満了するため、当該委員の候補者として法務大臣に推薦することについて、議会の意見を求めるものである。

(根拠法令)

人権擁護委員法

第6条

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

諮問第2号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和4年2月14日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市

氏 名 刺 田 信 行

(提案理由)

人権擁護委員の任期が令和4年6月30日をもって満了するため、当該委員の候補者として法務大臣に推薦することについて、議会の意見を求めるものである。

(根拠法令)

人権擁護委員法

第6条

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

諮問第3号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和4年2月14日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市

氏 名 横 崎 智 子

(提案理由)

人権擁護委員の任期が令和4年6月30日をもって満了するため、当該委員の候補者として法務大臣に推薦することについて、議会の意見を求めるものである。

(根拠法令)

人権擁護委員法

第6条

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

諮問第4号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和4年2月14日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市

氏 名 佐 伯 倫 子

(提案理由)

人権擁護委員の任期が令和4年6月30日をもって満了するため、当該委員の候補者として法務大臣に推薦することについて、議会の意見を求めるものである。

(根拠法令)

人権擁護委員法

第6条

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

諮問第5号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和4年2月14日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市
氏 名 大 當 寿 子

(提案理由)

人権擁護委員の任期が令和4年6月30日をもって満了するため、当該委員の候補者として法務大臣に推薦することについて、議会の意見を求めるものである。

(根拠法令)

人権擁護委員法

第6条

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

諮問第6号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和4年2月14日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市
氏 名 高 原 美 幸

(提案理由)

人権擁護委員の任期が令和4年6月30日をもって満了するため、当該委員の候補者として法務大臣に推薦することについて、議会の意見を求めるものである。

(根拠法令)

人権擁護委員法

第6条

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

諮問第7号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和4年2月14日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市
氏 名 望 野 宏 幸

(提案理由)

人権擁護委員の任期が令和4年6月30日をもって満了するため、当該委員の候補者として法務大臣に推薦することについて、議会の意見を求めるものである。

(根拠法令)

人権擁護委員法

第6条

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

諮問第8号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和4年2月14日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市
氏 名 杉 西 美 鈴

(提案理由)

人権擁護委員の任期が令和4年6月30日をもって満了するため、当該委員の候補者として法務大臣に推薦することについて、議会の意見を求めるものである。

(根拠法令)

人権擁護委員法

第6条

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

諮問第9号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和4年2月14日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市
氏 名 野 口 好 子

(提案理由)

人権擁護委員の任期が令和4年6月30日をもって満了するため、当該委員の候補者として法務大臣に推薦することについて、議会の意見を求めるものである。

(根拠法令)

人権擁護委員法

第6条

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

諮問第10号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和4年2月14日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市

氏 名 陶 山 真 吾

(提案理由)

人権擁護委員の任期が令和4年6月30日をもって満了するため、当該委員の候補者として法務大臣に推薦することについて、議会の意見を求めるものである。

(根拠法令)

人権擁護委員法

第6条

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

同意案第 1 1 号

東広島市志和財産区管理委員の選任の同意について

東広島市志和財産区管理委員に次の者を選任することについて、東広島市志和財産区管理会条例（昭和 4 9 年東広島市条例第 3 7 号）第 3 条の規定により、議会の同意を求める。

令和 4 年 2 月 1 4 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市
氏 名 松 山 範 彦

(提案理由)

東広島市志和財産区管理委員の任期が令和4年4月19日をもって満了するため、その後任の委員の選任について、議会の同意を求めるものである。

(根拠条例)

東広島市志和財産区管理会条例

第3条 委員は、志和財産区の区域内に3箇月以上住所を有する者で、この市の議会の議員の被選挙権を有するもの（一略一）のうちから、市長が市の議会の同意を得て選任する。

同意案第12号

東広島市志和財産区管理委員の選任の同意について

東広島市志和財産区管理委員に次の者を選任することについて、東広島市志和財産区管理会条例（昭和49年東広島市条例第37号）第3条の規定により、議会の同意を求める。

令和4年2月14日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市
氏 名 近 藤 敏 文

(提案理由)

東広島市志和財産区管理委員の任期が令和4年4月19日をもって満了するため、その後任の委員の選任について、議会の同意を求めるものである。

(根拠条例)

東広島市志和財産区管理会条例

第3条 委員は、志和財産区の区域内に3箇月以上住所を有する者で、この市の議会の議員の被選挙権を有するもの（一略一）のうちから、市長が市の議会の同意を得て選任する。

同意案第13号

東広島市志和財産区管理委員の選任の同意について

東広島市志和財産区管理委員に次の者を選任することについて、東広島市志和財産区管理会条例（昭和49年東広島市条例第37号）第3条の規定により、議会の同意を求める。

令和4年2月14日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市
氏 名 下 村 昭 治

(提案理由)

東広島市志和財産区管理委員の任期が令和4年4月19日をもって満了するため、その後任の委員の選任について、議会の同意を求めるものである。

(根拠条例)

東広島市志和財産区管理会条例

第3条 委員は、志和財産区の区域内に3箇月以上住所を有する者で、この市の議会の議員の被選挙権を有するもの（一略一）のうちから、市長が市の議会の同意を得て選任する。

同意案第14号

東広島市志和財産区管理委員の選任の同意について

東広島市志和財産区管理委員に次の者を選任することについて、東広島市志和財産区管理会条例（昭和49年東広島市条例第37号）第3条の規定により、議会の同意を求める。

令和4年2月14日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市
氏 名 吉 川 和 之

(提案理由)

東広島市志和財産区管理委員の任期が令和4年4月19日をもって満了するため、その後任の委員の選任について、議会の同意を求めるものである。

(根拠条例)

東広島市志和財産区管理会条例

第3条 委員は、志和財産区の区域内に3箇月以上住所を有する者で、この市の議会の議員の被選挙権を有するもの（一略一）のうちから、市長が市の議会の同意を得て選任する。

同意案第15号

東広島市志和財産区管理委員の選任の同意について

東広島市志和財産区管理委員に次の者を選任することについて、東広島市志和財産区管理会条例（昭和49年東広島市条例第37号）第3条の規定により、議会の同意を求める。

令和4年2月14日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市
氏 名 高 木 昭 夫

(提案理由)

東広島市志和財産区管理委員の任期が令和4年4月19日をもって満了するため、その後任の委員の選任について、議会の同意を求めるものである。

(根拠条例)

東広島市志和財産区管理会条例

第3条 委員は、志和財産区の区域内に3箇月以上住所を有する者で、この市の議会の議員の被選挙権を有するもの（一略一）のうちから、市長が市の議会の同意を得て選任する。

同意案第16号

東広島市志和財産区管理委員の選任の同意について

東広島市志和財産区管理委員に次の者を選任することについて、東広島市志和財産区管理会条例（昭和49年東広島市条例第37号）第3条の規定により、議会の同意を求める。

令和4年2月14日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市
氏 名 牧 尾 良 二

(提案理由)

東広島市志和財産区管理委員の任期が令和4年4月19日をもって満了するため、その後任の委員の選任について、議会の同意を求めるものである。

(根拠条例)

東広島市志和財産区管理会条例

第3条 委員は、志和財産区の区域内に3箇月以上住所を有する者で、この市の議会の議員の被選挙権を有するもの（一略一）のうちから、市長が市の議会の同意を得て選任する。

同意案第17号

東広島市東志和財産区管理委員の選任の同意について

東広島市東志和財産区管理委員に次の者を選任することについて、東広島市東志和財産区管理会条例（昭和56年東広島市条例第4号）第3条の規定により、議会の同意を求める。

令和4年2月14日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市
氏 名 吉 川 和 之

(提案理由)

東広島市東志和財産区管理委員の任期が令和4年4月19日をもって満了するため、その後任の委員の選任について、議会の同意を求めるものである。

(根拠条例)

東広島市東志和財産区管理会条例

第3条 委員は、財産区の区域内に3箇月以上住所を有する者で、東広島市の議会の議員の被選挙権を有するもの（一略一）のうちから、市長が市議会の同意を得て選任する。

同意案第18号

東広島市東志和財産区管理委員の選任の同意について

東広島市東志和財産区管理委員に次の者を選任することについて、東広島市東志和財産区管理会条例（昭和56年東広島市条例第4号）第3条の規定により、議会の同意を求める。

令和4年2月14日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市
氏 名 里 川 敏 夫

(提案理由)

東広島市東志和財産区管理委員の任期が令和4年4月19日をもって満了するため、その後任の委員の選任について、議会の同意を求めるものである。

(根拠条例)

東広島市東志和財産区管理会条例

第3条 委員は、財産区の区域内に3箇月以上住所を有する者で、東広島市の議会の議員の被選挙権を有するもの（一略一）のうちから、市長が市議会の同意を得て選任する。

同意案第19号

東広島市東志和財産区管理委員の選任の同意について

東広島市東志和財産区管理委員に次の者を選任することについて、東広島市東志和財産区管理会条例（昭和56年東広島市条例第4号）第3条の規定により、議会の同意を求める。

令和4年2月14日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市
氏 名 山 中 義 明

(提案理由)

東広島市東志和財産区管理委員の任期が令和4年4月19日をもって満了するため、その後任の委員の選任について、議会の同意を求めるものである。

(根拠条例)

東広島市東志和財産区管理会条例

第3条 委員は、財産区の区域内に3箇月以上住所を有する者で、東広島市の議会の議員の被選挙権を有するもの（一略一）のうちから、市長が市議会の同意を得て選任する。

同意案第20号

東広島市東志和財産区管理委員の選任の同意について

東広島市東志和財産区管理委員に次の者を選任することについて、東広島市東志和財産区管理会条例（昭和56年東広島市条例第4号）第3条の規定により、議会の同意を求める。

令和4年2月14日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市
氏 名 高 木 昭 夫

(提案理由)

東広島市東志和財産区管理委員の任期が令和4年4月19日をもって満了するため、その後任の委員の選任について、議会の同意を求めるものである。

(根拠条例)

東広島市東志和財産区管理会条例

第3条 委員は、財産区の区域内に3箇月以上住所を有する者で、東広島市の議会の議員の被選挙権を有するもの（一略一）のうちから、市長が市議会の同意を得て選任する。

同意案第 2 1 号

東広島市東志和財産区管理委員の選任の同意について

東広島市東志和財産区管理委員に次の者を選任することについて、東広島市東志和財産区管理会条例（昭和 5 6 年東広島市条例第 4 号）第 3 条の規定により、議会の同意を求める。

令和 4 年 2 月 1 4 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市
氏 名 清 老 和 生

(提案理由)

東広島市東志和財産区管理委員の任期が令和4年4月19日をもって満了するため、その後任の委員の選任について、議会の同意を求めるものである。

(根拠条例)

東広島市東志和財産区管理会条例

第3条 委員は、財産区の区域内に3箇月以上住所を有する者で、東広島市の議会の議員の被選挙権を有するもの（一略一）のうちから、市長が市議会の同意を得て選任する。

同意案第 2 2 号

東広島市志和堀財産区管理委員の選任の同意について

東広島市志和堀財産区管理委員に次の者を選任することについて、東広島市志和堀財産区管理会条例（昭和 5 6 年東広島市条例第 5 号）第 3 条の規定により、議会の同意を求める。

令和 4 年 2 月 1 4 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市
氏 名 上 田 秋 人

(提案理由)

東広島市志和堀財産区管理委員の任期が令和4年4月19日をもって満了するため、その後任の委員の選任について、議会の同意を求めるものである。

(根拠条例)

東広島市志和堀財産区管理会条例

第3条 委員は、財産区の区域内に3箇月以上住所を有する者で、東広島市の議会の議員の被選挙権を有するもの（一略一）のうちから、市長が市議会の同意を得て選任する。

同意案第 23 号

東広島市志和堀財産区管理委員の選任の同意について

東広島市志和堀財産区管理委員に次の者を選任することについて、東広島市志和堀財産区管理会条例（昭和 56 年東広島市条例第 5 号）第 3 条の規定により、議会の同意を求める。

令和 4 年 2 月 14 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市
氏 名 桂 常 昭

(提案理由)

東広島市志和堀財産区管理委員の任期が令和4年4月19日をもって満了するため、その後任の委員の選任について、議会の同意を求めるものである。

(根拠条例)

東広島市志和堀財産区管理会条例

第3条 委員は、財産区の区域内に3箇月以上住所を有する者で、東広島市の議会の議員の被選挙権を有するもの（一略一）のうちから、市長が市議会の同意を得て選任する。

同意案第 24 号

東広島市志和堀財産区管理委員の選任の同意について

東広島市志和堀財産区管理委員に次の者を選任することについて、東広島市志和堀財産区管理会条例（昭和 56 年東広島市条例第 5 号）第 3 条の規定により、議会の同意を求める。

令和 4 年 2 月 14 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市

氏 名 伊 関 敏 雄

(提案理由)

東広島市志和堀財産区管理委員の任期が令和4年4月19日をもって満了するため、その後任の委員の選任について、議会の同意を求めるものである。

(根拠条例)

東広島市志和堀財産区管理会条例

第3条 委員は、財産区の区域内に3箇月以上住所を有する者で、東広島市の議会の議員の被選挙権を有するもの（一略一）のうちから、市長が市議会の同意を得て選任する。

同意案第 25 号

東広島市志和堀財産区管理委員の選任の同意について

東広島市志和堀財産区管理委員に次の者を選任することについて、東広島市志和堀財産区管理会条例（昭和 56 年東広島市条例第 5 号）第 3 条の規定により、議会の同意を求める。

令和 4 年 2 月 14 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市
氏 名 牧 尾 良 二

(提案理由)

東広島市志和堀財産区管理委員の任期が令和4年4月19日をもって満了するため、その後任の委員の選任について、議会の同意を求めるものである。

(根拠条例)

東広島市志和堀財産区管理会条例

第3条 委員は、財産区の区域内に3箇月以上住所を有する者で、東広島市の議会の議員の被選挙権を有するもの（一略一）のうちから、市長が市議会の同意を得て選任する。

同意案第26号

東広島市志和堀財産区管理委員の選任の同意について

東広島市志和堀財産区管理委員に次の者を選任することについて、東広島市志和堀財産区管理会条例（昭和56年東広島市条例第5号）第3条の規定により、議会の同意を求める。

令和4年2月14日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市
氏 名 中 本 勝

(提案理由)

東広島市志和堀財産区管理委員の任期が令和4年4月19日をもって満了するため、その後任の委員の選任について、議会の同意を求めるものである。

(根拠条例)

東広島市志和堀財産区管理会条例

第3条 委員は、財産区の区域内に3箇月以上住所を有する者で、東広島市の議会の議員の被選挙権を有するもの（一略一）のうちから、市長が市議会の同意を得て選任する。

同意案第27号

東広島市西志和財産区管理委員の選任の同意について

東広島市西志和財産区管理委員に次の者を選任することについて、東広島市西志和財産区管理会条例（昭和56年東広島市条例第6号）第3条の規定により、議会の同意を求める。

令和4年2月14日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市
氏 名 松 山 範 彦

(提案理由)

東広島市西志和財産区管理委員の任期が令和4年4月19日をもって満了するため、その後任の委員の選任について、議会の同意を求めるものである。

(根拠条例)

東広島市西志和財産区管理会条例

第3条 委員は、財産区の区域内に3箇月以上住所を有する者で、東広島市の議会の議員の被選挙権を有するもの（一略一）のうちから、市長が市議会の同意を得て選任する。

同意案第 28 号

東広島市西志和財産区管理委員の選任の同意について

東広島市西志和財産区管理委員に次の者を選任することについて、東広島市西志和財産区管理会条例（昭和 56 年東広島市条例第 6 号）第 3 条の規定により、議会の同意を求める。

令和 4 年 2 月 14 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市
氏 名 近 藤 敏 文

(提案理由)

東広島市西志和財産区管理委員の任期が令和4年4月19日をもって満了するため、その後任の委員の選任について、議会の同意を求めるものである。

(根拠条例)

東広島市西志和財産区管理会条例

第3条 委員は、財産区の区域内に3箇月以上住所を有する者で、東広島市の議会の議員の被選挙権を有するもの（一略一）のうちから、市長が市議会の同意を得て選任する。

同意案第 29 号

東広島市西志和財産区管理委員の選任の同意について

東広島市西志和財産区管理委員に次の者を選任することについて、東広島市西志和財産区管理会条例（昭和 56 年東広島市条例第 6 号）第 3 条の規定により、議会の同意を求める。

令和 4 年 2 月 14 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市
氏 名 下 村 昭 治

(提案理由)

東広島市西志和財産区管理委員の任期が令和4年4月19日をもって満了するため、その後任の委員の選任について、議会の同意を求めるものである。

(根拠条例)

東広島市西志和財産区管理会条例

第3条 委員は、財産区の区域内に3箇月以上住所を有する者で、東広島市の議会の議員の被選挙権を有するもの（一略一）のうちから、市長が市議会の同意を得て選任する。

同意案第30号

東広島市西志和財産区管理委員の選任の同意について

東広島市西志和財産区管理委員に次の者を選任することについて、東広島市西志和財産区管理会条例（昭和56年東広島市条例第6号）第3条の規定により、議会の同意を求める。

令和4年2月14日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市
氏 名 三 宅 洋 文

(提案理由)

東広島市西志和財産区管理委員の任期が令和4年4月19日をもって満了するため、その後任の委員の選任について、議会の同意を求めるものである。

(根拠条例)

東広島市西志和財産区管理会条例

第3条 委員は、財産区の区域内に3箇月以上住所を有する者で、東広島市の議会の議員の被選挙権を有するもの（一略一）のうちから、市長が市議会の同意を得て選任する。

同意案第 3 1 号

東広島市白市財産区管理委員の選任の同意について

東広島市白市財産区管理委員に次の者を選任することについて、東広島市白市財産区管理会条例（平成 1 4 年東広島市条例第 8 号）第 3 条の規定により、議会の同意を求める。

令和 4 年 2 月 1 4 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市
氏 名 大多和 孝

(提案理由)

東広島市白市財産区管理委員の任期が令和4年3月31日をもって満了するため、その後任の委員の選任について、議会の同意を求めるものである。

(根拠条例)

東広島市白市財産区管理会条例

第3条 委員は、財産区の区域内に引き続き3か月以上住所を有する者で、東広島市の議会（以下「市議会」という。）の議員の被選挙権を有するもの（一略一）のうちから、市長が市議会の同意を得て選任する。

同意案第 3 2 号

東広島市白市財産区管理委員の選任の同意について

東広島市白市財産区管理委員に次の者を選任することについて、東広島市白市財産区管理会条例（平成 1 4 年東広島市条例第 8 号）第 3 条の規定により、議会の同意を求める。

令和 4 年 2 月 1 4 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市
氏 名 山 本 敏 正

(提案理由)

東広島市白市財産区管理委員の任期が令和4年3月31日をもって満了するため、その後任の委員の選任について、議会の同意を求めるものである。

(根拠条例)

東広島市白市財産区管理会条例

第3条 委員は、財産区の区域内に引き続き3か月以上住所を有する者で、東広島市の議会（以下「市議会」という。）の議員の被選挙権を有するもの（一略一）のうちから、市長が市議会の同意を得て選任する。

同意案第 33 号

東広島市白市財産区管理委員の選任の同意について

東広島市白市財産区管理委員に次の者を選任することについて、東広島市白市財産区管理会条例（平成 14 年東広島市条例第 8 号）第 3 条の規定により、議会の同意を求める。

令和 4 年 2 月 14 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市
氏 名 伊 原 靖 宣

(提案理由)

東広島市白市財産区管理委員の任期が令和4年3月31日をもって満了するため、その後任の委員の選任について、議会の同意を求めるものである。

(根拠条例)

東広島市白市財産区管理会条例

第3条 委員は、財産区の区域内に引き続き3か月以上住所を有する者で、東広島市の議会（以下「市議会」という。）の議員の被選挙権を有するもの（一略一）のうちから、市長が市議会の同意を得て選任する。

同意案第 3 4 号

東広島市白市財産区管理委員の選任の同意について

東広島市白市財産区管理委員に次の者を選任することについて、東広島市白市財産区管理会条例（平成 1 4 年東広島市条例第 8 号）第 3 条の規定により、議会の同意を求める。

令和 4 年 2 月 1 4 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市
氏 名 吉 井 正 文

(提案理由)

東広島市白市財産区管理委員の任期が令和4年3月31日をもって満了するため、その後任の委員の選任について、議会の同意を求めるものである。

(根拠条例)

東広島市白市財産区管理会条例

第3条 委員は、財産区の区域内に引き続き3か月以上住所を有する者で、東広島市の議会（以下「市議会」という。）の議員の被選挙権を有するもの（一略一）のうちから、市長が市議会の同意を得て選任する。

同意案第 35 号

東広島市白市財産区管理委員の選任の同意について

東広島市白市財産区管理委員に次の者を選任することについて、東広島市白市財産区管理会条例（平成 14 年東広島市条例第 8 号）第 3 条の規定により、議会の同意を求める。

令和 4 年 2 月 14 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市
氏 名 福 村 基 樹

(提案理由)

東広島市白市財産区管理委員の任期が令和4年3月31日をもって満了するため、その後任の委員の選任について、議会の同意を求めるものである。

(根拠条例)

東広島市白市財産区管理会条例

第3条 委員は、財産区の区域内に引き続き3か月以上住所を有する者で、東広島市の議会（以下「市議会」という。）の議員の被選挙権を有するもの（一略一）のうちから、市長が市議会の同意を得て選任する。

同意案第 36 号

東広島市白市財産区管理委員の選任の同意について

東広島市白市財産区管理委員に次の者を選任することについて、東広島市白市財産区管理会条例（平成 14 年東広島市条例第 8 号）第 3 条の規定により、議会の同意を求める。

令和 4 年 2 月 14 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市
氏 名 國 安 正

(提案理由)

東広島市白市財産区管理委員の任期が令和4年3月31日をもって満了するため、その後任の委員の選任について、議会の同意を求めるものである。

(根拠条例)

東広島市白市財産区管理会条例

第3条 委員は、財産区の区域内に引き続き3か月以上住所を有する者で、東広島市の議会（以下「市議会」という。）の議員の被選挙権を有するもの（一略一）のうちから、市長が市議会の同意を得て選任する。

議案第 37 号

大芝辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の策定について

大芝辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画を別紙のとおり策定することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 2 月 14 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

(提案理由)

大芝辺地とその他の地域との間における住民の生活文化水準の著しい格差の是正を図るため、当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画を策定することについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律

第3条 この法律によつて公共的施設の整備をしようとする市町村は、当該市町村の議会の議決を経て当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（一略一）を定めることができる。

別紙

総合整備計画書

広島県東広島市安芸津町風早 大芝辺地
(辺地の人口126人 面積1.74km²)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

東広島市安芸津町風早

(2) 地域の中心の位置

東広島市安芸津町風早2274番地

(3) 辺地度点数

123点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

当該辺地は、本土から海峡約300mを隔てて瀬戸内海に浮かぶ大芝島であり、大芝島と本土との間は、平成9年に完成した大芝大橋で結ばれている。

この大芝大橋の開通により、島内の主要農産物である柑橘類の出荷や、通院・買い物など地域住民の本土への交通手段が車中心となり、また、当該辺地が瀬戸内海に面した風光明媚な土地であることに加え、テレビコマーシャルなどの撮影場所となって以降、自家用車により観光目的で島内を訪れる者も増加している。

こうした中、当該辺地の市道は、狭小区間やガードレールなどの安全施設が設置されていない危険な区間が点在しており、これらの区間は、車の離合や消防車、救急車などの緊急車両のスムーズな通行の妨げとなっているほか、コミュニティバスが必要な地域への運行ができない要因にもなっており、島内の市道の改良は地域住民の生活水準の向上に緊要な課題である。

また、大芝島から望む小芝島はハートの形状に見えることから、近年、若年世代を中心に注目を集めつつあるが、駐車場及び景観を眺望することができる施設が存在しないことも課題となっている。

これらのことから、島内の生活利便性の向上を図るため、市道大芝海岸線を改良するとともに、地域住民においても、大芝島の魅力を活かした観光振興に意欲

的であることから、地域の魅力をさらに高め、交流人口の増加及び地域の活性化を図るために、当該辺地の観光資源となる展望台を新たに整備しようとするものである。

3 公共的施設の整備計画

令和4年度から令和8年度までの5年間

(単位：千円)

区 分		事業費	財 源 内 訳		一般財源のうち辺地 対策事業債の予定額
施 設 名	事業主体名		特定財源	一般財源	
交通通信施設 市町村道・橋 りょう（大芝 海岸線）	東広島市	280,000	0	280,000	280,000
産業振興施設 観光、レクリ エーションに 関する施設（ （仮称）大芝 島展望台）	東広島市	121,700	0	121,700	121,700
合	計	401,700	0	401,700	401,700

議案第38号

第2次東広島市環境基本計画の策定について

第2次東広島市環境基本計画を別冊のとおり策定することについて、東広島市議会基本条例（平成25年東広島市条例第12号）第14条の規定により、議会の議決を求める。

令和4年2月14日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

(提案理由)

環境を守り、育み、後世に継承するとともに、現在の環境をめぐる社会情勢の課題を踏まえながら、掲げる将来像を計画的に実現するため、本市における環境の総合的な指針として、第2次東広島市環境基本計画を策定することについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠条例)

東広島市議会基本条例

第14条 地方自治法第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件は、議会と市長等が共に市民に対する責任を担いながら、計画的かつ市民の視点に立った透明性の高い市政の運営に資するため、次に掲げるものとする。

(2) 市民生活に重大な影響を及ぼすことが予想される計画、施策事業等の策定および変更に関わるもので別に定めるもの

議案第 39 号

第 3 次東広島市都市計画マスタープランの策定について

第 3 次東広島市都市計画マスタープランを別冊のとおり策定することについて、東広島市議会基本条例（平成 25 年東広島市条例第 12 号）第 14 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 2 月 14 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

(提案理由)

豊かな自然環境との調和を図りつつ、これからの時代に対応した都市の健全な発展と秩序ある都市の整備を図るために、本市の施策としてだけでなく、都市づくりを支える多様な主体にとっての総合的な指針として、第3次東広島市都市計画マスタープランを策定することについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠条例)

東広島市議会基本条例

第14条 地方自治法第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件は、議会と市長等が共に市民に対する責任を担いながら、計画的かつ市民の視点に立った透明性の高い市政の運営に資するため、次に掲げるものとする。

(2) 市民生活に重大な影響を及ぼすことが予想される計画、施策事業等の策定および変更に関わるもので別に定めるもの

議案第40号

過疎地域持続的発展計画の変更について

過疎地域持続的発展計画を別紙のとおり変更することについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第10項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年2月14日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

(提案理由)

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の規定が準用される特定市町村の区域とみなされる区域として公示された旧福富町、旧豊栄町及び旧河内町の区域において、総合的かつ計画的な対策を実施するため策定した過疎地域持続的発展計画に、より地域の実情に即した事業を新たに追加することについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法

第8条 過疎地域の市町村は、持続的発展方針に基づき、当該市町村の議会の議決を経て過疎地域持続的発展市町村計画（以下単に「市町村計画」という。）を定めることができる。

10 第1項及び前3項の規定は、市町村計画の変更について準用する。

別紙

過疎地域持続的発展計画の変更について

新たに追加する事業

安宿農道

(1) 対象地域

豊栄地域

(2) 整備を必要とする事情

地域の生活道路としての利便性を向上させるほか、ほ場整備の効果を最大限に発揮させるため、幅員が狭小な当該農道を整備し、分断されたほ場間の連絡性を高めるとともに、農作業や農産物輸送の効率化を図る必要がある。

議案第41号

財産の取得について

財産を次のとおり取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和49年東広島市条例第125号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和4年2月14日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 財産の表示

- (1) 種別 動産
- (2) 種類 道の駅用備品
- (3) 品名及び数量

ア 直売所

青果用システム陳列^{じゅう}什器平台テーブルタイプ24台、青果用システム陳列什器平台エンドタイプ4台、青果用クレート陳列什器3台、切り花販売台3台、米販売ケース1台、壁面専用木製販売台2台、接客カウンター5台、コーナーカウンター4台、相談カウンター1台、レジカウンター3台、サッカー台6台

イ レストラン

椅子46脚、ソファベンチ6台、机11台、バックパネル4枚

ウ フードコート

椅子80脚、ソファベンチ9台、ベンチ6台、机30台、座卓5台、座布団16枚、プランターボックス22台、人工観葉植物81個

エ 事務室等

椅子32脚、応接用椅子2脚、応接用ソファ1脚、机10台、応接用机1台、キャビネット8台、物品棚3台、金庫1台、ロッカー4台

2 取得価格

4,509万7,401円

3 相手方

東広島市西条大坪町8番32号

株式会社きんし東広島本店

代表取締役 地 岡 三 利

(提案理由)

東広島市道の駅西条のん太の酒蔵に設置する椅子等を買入れるに当たり、その
予定価格が2,000万円以上であるため、議会の議決を求めるものである。

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければ
ならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは
動産の買入れ若しくは売払い（一略一）又は不動産の信託の受益権の買入れ若し
くは売払いとする。

議案第42号

請負契約の変更について

令和3年9月16日議決第124号により議決を経た令和3年度八本松駅前土地
区画整理関連公共事業八本松地区調整池整備工事の請負契約を次のとおり変更する
ことについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（
昭和49年東広島市条例第125号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和4年2月14日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

「3 契約金額 7億3,480万円」を「3 契約金額 7億8,907万4,
000円」に改める。

(提案理由)

令和3年度八本松駅前土地区画整理関連公共事業八本松地区調整池整備工事の請負契約について、工事の内容の一部を変更する必要があるため、請負契約金額を変更することについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第43号

請負契約の変更について

令和3年2月26日議決第53号により議決を経た令和2年度学校施設災害復旧事業ほか豊栄地区災害復旧工事(2-7)の請負契約を次のとおり変更することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和49年東広島市条例第125号)第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和4年2月14日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

「3 契約金額 2億241万5,400円」を「3 契約金額 2億1,215万9,200円」に改める。

(提案理由)

令和2年度学校施設災害復旧事業ほか豊栄地区災害復旧工事(2-7)の請負契約について、工事の内容の一部を変更する必要があるため、請負契約金額を変更することについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第 4 4 号

東広島市個人情報保護条例の一部改正について

東広島市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 2 月 1 4 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市個人情報保護条例の一部を改正する条例

東広島市個人情報保護条例（平成 1 3 年東広島市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 7 号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 9 号）第 2 条第 1 項」を「個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 2 条第 9 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止に伴い、同法を引用している規定について所要の規定の整備を行うため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第14条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる。

議案第45号

職員の給与に関する条例の一部改正について

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月14日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和49年東広島市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の第23条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第4項及び第5項若しくは第28条第1項から第3項まで若しくは第6項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年東広島市条例第5号）第4条第1項又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年東広島市条例第7号）第4条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日（同日前1か月以内に退職をした者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員等（職員並びに市議会議員及び市長等（特別

職の職員等の給与、旅費等に関する条例（平成元年東広島市条例第5号）第2条第3項に規定する市長等をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 職員等（次号から第4号までに掲げる者を除く。） 127.5分の15

(2) 第5条第9項に規定する再任用職員 72.5分の10

(3) 市議会議員又は市長等 222.5分の15

(4) 東広島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成26年東広島市条例第4号）第7条第1項に規定する特定任期付職員 167.5分の10

（規則への委任）

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(提案理由)

国家公務員の一般職の職員の給与の改定に合わせて、本市職員の期末手当の支給率を改定するとともに、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置を講ずるため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第204条

- ② 普通地方公共団体は、条例で、前項の者に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（一略一）、へき地手当（一略一）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（一略一）又は退職手当を支給することができる。
- ③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

地方公務員法（昭和25年法律第261号）

第24条

- 5 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

議案第46号

附属機関の設置に関する条例の一部改正について

附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月14日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

附属機関の設置に関する条例（昭和50年東広島市条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表東広島市環境先進都市ビジョン推進会議の項を次のように改める。

東広島市環境先進都市推進会議	環境先進都市の形成の推進に関する事項を審議すること。
----------------	----------------------------

別表に次のように加える。

東広島市救急業務総合支援システム整備事業者選定委員会	東広島市救急業務総合支援システムの整備を行う民間事業者の選定に関する事項を審議すること。
----------------------------	--

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 改正後の別表に掲げる東広島市救急業務総合支援システム整備事業者選定委員会の委員の委嘱又は任命のための手続その他当該委員会の設置のために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（経過措置）

- 3 この条例の施行の際現に東広島市環境先進都市ビジョン推進会議の委員である

者は、この条例の施行の日に改正後の別表に掲げる東広島市環境先進都市推進会議の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱され、又は任命されたものとみなされる者の任期は、同日における東広島市環境先進都市ビジョン推進会議の委員としての任期の残任期間とする。

(提案理由)

新たに附属機関を設置し、及び一部の附属機関の名称等を変更するため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第138条の4

- ③ 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。—略—

議案第47号

特別職の職員等の給与、旅費等に関する条例の一部改正について

特別職の職員等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月14日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

特別職の職員等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員等の給与、旅費等に関する条例（平成元年東広島市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の222.5」を「100分の215」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の第4条第2項及び第3項又は市議会議員の議員報酬及び期末手当の特例に関する条例（令和2年東広島市条例第47号）第5条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日（同日前1か月以内に退職をした者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員等（一般職の職員並びに市議会議員及び市長等（第2条第3項に規定する市長等をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 職員等（次号から第4号までに掲げる者を除く。） 127.5分の15
- (2) 職員の給与に関する条例（昭和49年東広島市条例第11号）第5条第9項に規定する再任用職員 72.5分の10
- (3) 市議会議員又は市長等 222.5分の15
- (4) 東広島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成26年東広島市条例第4号）第7条第1項に規定する特定任期付職員 167.5分の10
（規則への委任）

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(提案理由)

一般職の職員の給与の改定に合わせて、市議会議員並びに市長、副市長及び教育長の期末手当の支給率を改定するとともに、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置を講ずるため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第203条

- ③ 普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。
- ④ 議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

第204条

- ② 普通地方公共団体は、条例で、前項の者に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（一略一）、へき地手当（一略一）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（一略一）又は退職手当を支給することができる。
- ③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

議案第48号

職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月14日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年東広島市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号ア(ア)を削り、同号ア(イ)中「特定職に引き続き」を「引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に」に改め、同号ア(イ)を同号ア(ア)とし、同号ア(ウ)を同号ア(イ)とする。

第20条を第22条とし、第19条の次に次の2条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第20条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対し、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第21条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する育児休業に関する研修の実施

(2) 育児休業に関する相談体制の整備

(3) 前2号に掲げるもののほか、育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後において地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項に規定する育児休業（以下「育児休業」という。）をするため、同条第3項の規定による承認を受けようとする改正後の第2条第3号ア(ア)及び(イ)のいずれにも該当する非常勤職員は、施行日前においても、当該承認を請求することができる。
- 3 この条例の施行の際現に育児休業をしている改正前の第2条第3号ア(ア)から(ウ)までのいずれにも該当する非常勤職員に係る当該育児休業の承認は、施行日の前日を限り、その効力を失うものとし、施行日に、施行日から当該育児休業の期間の末日までの間において改正後の第2条第3号ア(ア)及び(イ)のいずれにも該当する非常勤職員に係る育児休業をすることの承認があったものとみなす。

(提案理由)

国家公務員の一般職の職員の取扱いに合わせて、非常勤職員の育児休業の取得要件を緩和するとともに、職員が育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置その他所要の規定の整備を行うため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方公務員法（昭和25年法律第261号）

第24条

5 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

地方公務員の育児休業等に関する法律

第2条 職員（第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員、臨時的に任用される職員その他その任用の状況がこれらに類する職員として条例で定める職員を除く。）は、任命権者（一略一）の承認を受けて、当該職員の子（一略一）を養育するため、当該子が3歳に達する日（一略一）まで、育児休業をすることができる。一略一

議案第49号

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月14日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年東広島市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、第9条、第10条第1項及び第2項並びに第12条第1項」を「並びに第9条」に改める。

第2条第1項中第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 東広島商工会議所

第10条から第17条までを削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(職員の懲戒に関する条例の一部改正)

2 職員の懲戒に関する条例（昭和49年東広島市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条を削り、第3条を第2条とし、第4条から第6条までを1条ずつ繰り上げる。

(提案理由)

職員を派遣してその業務に従事させることができる団体に、東広島商工会議所を追加するとともに、その業務に従事させることを要しなくなった特定法人に係る規定の整備を行うため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）

第2条 任命権者（一略一）は、次に掲げる団体のうち、その業務の全部又は一部が当該地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、当該地方公共団体がその施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要であるものとして条例で定めるもの（以下この項及び第3項において「公益的法人等」という。）との間の取決めにに基づき、当該公益的法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、条例で定めるところにより、職員（一略一）を派遣することができる。

(3) 特別の法律により設立された法人（一略一）で政令で定めるもの

第10条 任命権者と特定法人（当該地方公共団体が出資している株式会社のうち、その業務の全部又は一部が地域の振興、住民の生活の向上その他公益の増進に寄与するとともに当該地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、当該地方公共団体がその施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要であるものとして条例で定めるものをいう。以下同じ。）との間で締結された取決めに定められた内容に従って当該特定法人の業務に従事するよう求める任命権者の要請に応じて職員（条例で定める職員を除く。）が退職し、引き続き当該特定法人の役職員として在職した後、当該取決めで定める当該特定法人において業務に従事すべき期間が満了した場合又はその者が当該特定法人の役職員の地位を失った場合その他の条例で定める場合には、地方公務員法第16条各号（第2号を除く。）のいずれかに該当する場合（同条の条例で定める場合を除く。）その他条例で定める場合を除き、その者が退職した時就いていた職又はこ

れに相当する職に係る任命権者は、当該特定法人の役職員としての在職に引き続き、その者を職員として採用するものとする。

- 2 前項の取決めにおいては、同項の要請に応じて退職し引き続き当該特定法人に在職する者（以下「退職派遣者」という。）の当該特定法人における報酬その他の勤務条件並びに当該特定法人において従事すべき業務及び業務に従事すべき期間、同項の規定による当該退職派遣者の採用に関する事項その他当該退職派遣者が当該特定法人の業務に従事するに当たって合意しておくべきものとして条例で定める事項を定めるものとする。

公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第2条第1項第3号の法人を定める政令（平成12年政令第523号）

公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第2条第1項第3号の政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。

36 商工会議所

議案第50号

東広島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

東広島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月14日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する
条例

東広島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成26年東広島市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の第8条第2項の規定により読み替えて適用する職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年東広島市条例第 号）による改正後の職員の給与に関する条例（昭和49年東広島市条例第11号）第23条第2項及び第4項又は同条例第28条第1項から第3項まで若しくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日（同日前1か月以内に退職をした者にあつては、当該退

職をした日)における次の各号に掲げる職員等(職員並びに市議会議員及び市長等(特別職の職員等の給与、旅費等に関する条例(平成元年東広島市条例第5号)第2条第3項に規定する市長等をいう。以下同じ。)をいう。以下同じ。)の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額(以下「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 職員等(次号から第4号までに掲げる者を除く。) 127.5分の15

(2) 職員の給与に関する条例第5条第9項に規定する再任用職員 72.5分の10

(3) 市議会議員又は市長等 222.5分の15

(4) 第7条第1項に規定する特定任期付職員 167.5分の10

(規則への委任)

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(提案理由)

国家公務員の一般職の職員の給与の改定に合わせて、一般職の任期付職員の期末手当の支給率を改定するとともに、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置を講ずるため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第204条

- ② 普通地方公共団体は、条例で、前項の者に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（一略一）、へき地手当（一略一）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（一略一）又は退職手当を支給することができる。
- ③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

地方公務員法（昭和25年法律第261号）

第24条

- 5 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

議案第 5 1 号

東広島市専用水道等の設置及び給水に関する条例の一部改正について

東広島市専用水道等の設置及び給水に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 2 月 1 4 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市専用水道等の設置及び給水に関する条例の一部を改正する条例

東広島市専用水道等の設置及び給水に関する条例（平成 1 6 年東広島市条例第 5 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 家事用の項及び業務用の項中「1, 7 3 9 円」を「1, 5 8 0 円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 2 の規定は、この条例の施行の日以後の専用水道及び飲料水供給施設（以下「専用水道等」という。）の使用に係る料金について適用し、同日前の専用水道等の使用に係る料金については、なお従前の例による。

(提案理由)

水道料金の基本料金の額の改定に合わせて、専用水道及び飲料水供給施設に係る水道料金の基本料金の額を改定するため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。－略－

議案第52号

東広島市国民健康保険税条例の一部改正について

東広島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月14日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

東広島市国民健康保険税条例（昭和49年東広島市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「係る」の右に「基礎課税額の」を加え、同条第1項中「100分の6.79」を「100分の6.62」に改める。

第4条の見出し中「係る」の右に「基礎課税額の」を加える。

第5条の見出し中「係る」の右に「基礎課税額の」を加え、同条第1号中「第25条」を「第25条第1項」に、「1万8,959円」を「1万8,294円」に改め、同条第2号中「9,479円」を「9,147円」に改め、同条第3号中「1万4,219円」を「1万3,720円」に改める。

第6条中「賦課期日の属する年の前年の所得に係る」を削り、「100分の2.51」を「100分の2.44」に改める。

第7条中「1万124円」を「1万288円」に改める。

第8条第1号中「6,868円」を「6,563円」に改め、同条第2号中「3,434円」を「3,281円」に改め、同条第3号中「5,151円」を「4,922円」に改める。

第9条中「100分の1.86」を「100分の2.07」に改める。

第10条中「9,522円」を「1万605円」に改める。

第11条中「4,680円」を「5,182円」に改める。

第15条第1項中「第25条」を「第25条第1項」に、「同条」を「その減額後」に改める。

第25条第1号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に、「同条に」を「同項に」に改め、同号ア中「係る」の右に「基礎課税額の」を加え、同号イ中「係る」の右に「基礎課税額の」を加え、同号イ(ア)中「1万3,272円」を「1万2,806円」に改め、同号イ(イ)中「6,636円」を「6,403円」に改め、同号イ(ウ)中「9,954円」を「9,604円」に改め、同号ウ中「7,087円」を「7,202円」に改め、同号エ(ア)中「4,808円」を「4,595円」に改め、同号エ(イ)中「2,404円」を「2,297円」に改め、同号エ(ウ)中「3,606円」を「3,446円」に改め、同号オ中「6,666円」を「7,424円」に改め、同号カ中「3,276円」を「3,628円」に改め、同条第2号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同号ア中「係る」の右に「基礎課税額の」を加え、同号イ中「係る」の右に「基礎課税額の」を加え、同号イ(ア)中「9,480円」を「9,147円」に改め、同号イ(イ)中「4,740円」を「4,574円」に改め、同号イ(ウ)中「7,110円」を「6,860円」に改め、同号ウ中「5,062円」を「5,144円」に改め、同号エ(ア)中「3,434円」を「3,282円」に改め、同号エ(イ)中「1,717円」を「1,641円」に改め、同号エ(ウ)中「2,576円」を「2,461円」に改め、同号オ中「4,761円」を「5,303円」に改め、同号カ中「2,340円」を「2,591円」に改め、同条第3号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同号ア中「係る」の右に「基礎課税額の」を加え、同号イ中「係る」の右に「基礎課税額の」を加え、同号イ(ア)中「3,792円」を「3,659円」に改め、同号イ(イ)中「1,896円」を「1,830円」に改め、同号イ(ウ)中「2,844円」を「2,744円」に改め、同号ウ中「2,025円」を「2,058円」に改め、同号エ(ア)中「1,374円」を「1,313円」に改め、同号エ(イ)中「687円」を「657円」に改め、同号エ(ウ)中「1,031円」を「985円」に改め、同号オ中「1,905円」を「2,121円」に改め、同号カ中「936円」を「1,037円」に改め、同条に次の1項を加える。

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における

当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 4,193円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 6,988円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 1万1,180円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 1万3,975円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,543円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2,572円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 4,115円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 5,144円

第25条の2中「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に、「総所得金額」を「総所得金額及び」に改め、「第3号において同じ。）」の右に「及び」を加える。

附則第2項中「第25条」を「第25条第1項」に、「同条中」を「同項中」に、「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改める。

附則第3項、第4項及び第6項から第9項までの規定中「第25条」を「第25条第1項」に改める。

附則第10項中「第25条の」を「第25条第1項の」に、「第25条において」を「第25条第1項において」に、「第25条各号」を「第25条第1項各号」に改める。

附則第11項中「第25条の」を「第25条第1項の」に、「第25条において」を「第25条第1項において」に、「第25条各号」を「第25条第1項各

号」に改める。

附則第12項及び第13項中「第25条」を「第25条第1項」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の東広島市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(提案理由)

国民健康保険税の基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額に係る税率等の改定を行うとともに、地方税法施行令（昭和25年政令第245号）の一部改正に伴い、新たに未就学児につき算定する被保険者均等割額の減額措置を講ずるため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方税法（昭和25年法律第226号）

第3条 地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。

議案第 5 3 号

東広島市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正について

東広島市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 2 月 1 4 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例

東広島市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例（昭和 4 9 年東広島市条例第 4 5 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「水火災その他の災害」の右に「（第 1 2 条第 3 項第 1 号において「災害」という。）」を加える。

第 1 2 条第 1 項中「別表第 1 に定める報酬」を「年額報酬及び出動報酬」に改め、同条中第 2 項を第 4 項とし、第 1 項の次に次の 2 項を加える。

2 年額報酬の額は、次の各号に掲げる階級の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 団長 8 2, 5 0 0 円
- (2) 副団長 6 9, 0 0 0 円
- (3) 分団長 5 0, 5 0 0 円
- (4) 副分団長 4 5, 5 0 0 円
- (5) 部長 3 9, 0 0 0 円
- (6) 班長 3 7, 0 0 0 円
- (7) 団員 3 6, 5 0 0 円

3 出動報酬の額は、次の各号に掲げる出動の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 災害による出動、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における警戒のための出動、行方不明者の捜索のための出動その他これらに準ずるものとして団長が定める出動 1日につき8,000円（活動時間が4時間未満の場合にあつては、4,000円）

(2) 前号に掲げる出動以外の出動 1日につき3,000円

第13条第1項中「水火災、警戒、訓練等」を「機関要員又は指導員」に、「別表第2に定める費用弁償」を「費用弁償として次の各号に掲げる手当の区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 機関要員手当 年額5,200円

(2) 指導員手当 年額12,500円

第13条第3項中「別表第3」を「別表」に改める。

第15条第1項中「死亡しし」を「死亡し」に改める。

別表第1及び別表第2を削る。

別表第3中「消防団長」を「団長」に改め、同表備考2中「一に」を「いずれかに」に改め、同表備考5中「消防団員」を「団員」に改め、同表を別表とする。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(提案理由)

消防団員の処遇の改善を図ることを目的として、報酬及び費用弁償の見直しを行うとともに、所要の規定の整理を行うため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

消防組織法（昭和22年法律第226号）

第23条 消防団員に関する任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身分取扱いに関しては、この法律に定めるものを除くほか、常勤の消防団員については地方公務員法の定めるところにより、非常勤の消防団員については条例で定める。

議案第54号

東広島市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

東広島市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月14日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

東広島市水道事業の設置等に関する条例（昭和49年東広島市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「165,000人」を「176,000人」に改め、同項第2号中「61,000立方メートル」を「69,000立方メートル」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(提案理由)

本市の水道事業の給水人口の増加に伴い、経営の基本に関する事項に係る給水人口及び1日最大給水量を変更するため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）

第4条 地方公共団体は、地方公営企業の設置及びその経営の基本に関する事項は、条例で定めなければならない。

議案第 55 号

東広島市水道給水条例の一部改正について

東広島市水道給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 2 月 14 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市水道給水条例の一部を改正する条例

東広島市水道給水条例（昭和 49 年東広島市条例第 53 号）の一部を次のように改正する。

第 24 条第 1 項の表家事用の項及び業務用の項中「1,739 円」を「1,580 円」に改め、同表工場用の項中「13,179 円」を「11,973 円」に改め、同表臨時用の項中「7,720 円」を「7,013 円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 24 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日以後の水道の使用に係る料金について適用し、同日前の水道の使用に係る料金については、なお従前の例による。

(提案理由)

水道事業の経営状況を踏まえ、適正な水道料金を設定するため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。－略－